

北海道公安委員会告示第167号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、白老町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のように次のように告示する。

令和4年10月21日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳 一

1 合意した者

- (1) 道南バス株式会社
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 白老町長
- (4) 北海道運輸局室蘭運輸支局長
- (5) 白老観光バス株式会社
- (6) 白老交通株式会社
- (7) 白老町町内会連合会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、道南バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

停留所名	上下線別	所在地
白老コタン前	上り	白老郡白老町日の出町1丁目1番先
すくすく3・9前	上り	白老郡白老町日の出町3丁目9番先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、それぞれ同表の右欄に掲げる白老町の委託を受けて行う交通空白地有償運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
白老観光バス株式会社	交流促進バス（通称「ぐるぼん」）
白老交通株式会社	デマンドバス（通称「カムイ号」）